

一部損壊の住宅に対する支援制度手続きフロー

申請者の手続きの流れ

凡例  : 申請者が行う内容

事前相談

支援制度の概要、手続きの流れ、申請書類、修理業者などについて相談できます。(写真、罹災証明書があればすぐに申請ができます。)

①写真を添付の上「住宅の応急修理申込書（一部損壊）兼 ○○市（町村）被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書」等を申請
 応急修理（一部損壊）と○○市（町村）補助金をワンストップで申請できます。

※「③見積書提出」の手続きを同時に行うことも可能です。
 (この場合の必要書類については問合せをお願いします。)

②市（町村）の判定により、A.応急修理の対象となる場合又はB.住宅修繕緊急支援事業どちらの制度の対象となるかをお知らせ
 見積書の様式と合わせて1週間程度で交付

③見積書提出

応急修理、○○市（町村）補助金は、それぞれの見積書の様式が異なります。
 ※○○市（町村）補助金の場合は「耐震性等の向上に資する補修確認書」を併せて提出してください。(応急修理の場合は不要です。)

A. 応急修理の対象となる場合

B. 住宅修繕緊急支援事業

工事費150万円以下

工事費150万円超える

修理依頼書

自己負担分がある場合は修理業者よりお知らせがきますので金額を確認してください。

修理依頼書

自己負担分は、修理業者よりお知らせがきますので、金額の確認をしてください。

補助金のお知らせ

市町村より補助金のお知らせを送付しますので、金額を確認してください。

補助金のお知らせ

市町村より補助金のお知らせを送付しますので、金額を確認してください。

④修理業者との工事契約（自己負担分）

修理依頼書を踏まえ、自己負担分の工事があれば、修理業者と契約してください。
 (応急修理で対象となる部分は、市町村が修理業者に修理依頼をします。)

④修理業者との工事契約（自己負担分）

修理依頼書を踏まえ、自己負担分の工事があれば、修理業者と契約してください。
 (応急修理で対象となる部分は、市町村が修理業者に修理依頼をします。)

④修理業者との工事契約

申請者が、修理業者と契約してください。

工事実施

工事実施

工事実施

完了報告書の提出

工事完了後「施工前」、「施工中」、「施工後」の写真を添付して市町村に工事完了報告書を提出してください。

完了報告書の提出

工事完了後「施工前」、「施工中」、「施工後」の写真を添付して市町村に工事完了報告書を提出してください。

完了報告書の提出

工事完了後、申請者から市町村へ「施工後の写真」、「領収書の写し」、「工事契約書の写し」を添付して、実績報告書を提出してください。その後、額の確定通知が送付されます。通知を踏まえ市町村に請求書を提出してください。

完了報告書の提出

工事完了後、「施工後の写真」、「領収書の写し」、「工事契約書の写し」を添付して、実績報告書を提出してください。その後、額の確定通知が送付されます。通知を踏まえ市町村に請求書を提出してください。

支払い

市町村から修理業者へ直接支払う

支払い

市町村から修理業者へ直接支払う

交付

市町村から申請者へ交付

交付

市町村から申請者へ交付

市町村と修理業者で行います

※補助金のお知らせを待たずに契約や工事を実施することは妨げません。